



戦没者などの遺族に対する特別弔慰金の請求期限 は令和5年3月31日までです



☎ 福祉課 地域福祉係 ☎75-2113

令和2年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者などの妻や父母）がいない場合は、戦没者などが死亡した当時のご遺族のうち、次の順番による先順位のご遺族1人に支給されます。

■支給対象者

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- (2) 戦没者などの子
- (3) 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります
- (4) 上記(1)から(3)以外の戦没者などの三親等内の親族

(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります

■支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間 令和5年3月31日(金)まで（この期間を過ぎると、請求できなくなりますのでご注意ください）

■請求窓口 市役所1階 福祉課 地域福祉係

お知らせ



中央公民館を舞台に、おばけやしきを開催します。家族や友達と参加して、夏の思い出を作りませんか？

今年も開催！ 中央公民館でおばけやしき

☎ 中央公民館 ☎74-3241



昔から、お盆になると川にお供え物などを流す「精霊流し」をする風習がありますが、お供え物を川に放置することは不法投棄となります。また、川が汚れるだけでなく、下流域の漁業、農業などに支障をきたします。

環境を守るため、精霊流しなどを行った場合は各自で責任を持って回収を行い、川にお供え物などを放置しないよう、ご協力をお願いします。

お盆のお供え物などを 川に放置しないでください

☎ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117



- 日 時 8月26日(金) 18時～20時（最終受付19時30分）
- 会場 中央公民館
- 対象者 市内義務教育学校の児童生徒 ※保護者同伴でご参加ください
- 申込 申込用紙は各学校で配布します。必要事項を記入し、中央公民館または各町公民館へ提出してください。ホームページからも申し込みができます。
- 参加料 無料
- 締切日 8月18日(木)